

広島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十八年広島県規則第六十二号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(イ)～(ナ)（略）</p> <p>(ラ) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十八号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ム)以降（略）</p>	<p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第十五条 条例第十六条第六項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 建築物その他の工作物（以下「工作物」という。）を新築すること。</p> <p>イ及びロ（略）</p> <p>ハ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(イ)～(ナ)（略）</p> <p>(ラ) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第十六号</u>に規定する電気工作物（火力発電所を除く。）</p> <p>(ム)以降（略）</p>